

令和7年度 岐阜県犯罪被害遺児激励金支給事業について

県では、毎年5月5日の「こどもの日」に合わせて、下記のとおり犯罪被害遺児に激励金を支給しています。対象となる場合は期限までにお申し込みください。

【対 象】

- ・ 5月5日現在、岐阜県内に居住し、犯罪被害によりそれまで生計をともにしていた父または母（すでに父母がいない場合にはそれに代わる人）を亡くした人
- ・ 義務教育終了までの人および高等学校在学中（高等専門学校3年修了までの人、特別支援学校の高等部在学中の人を含む）で満20歳未満の人

※犯罪被害とは、殺人や傷害致死などの故意の犯罪行為（人の生命または身体を害する行為）により害を被ることをいいます。

※国の犯罪被害給付金制度で、遺族給付金の支給裁定がされていることが必要です。

※犯罪被害遺児となった後に養子縁組した人、もしくは父または母が再婚し、生計をともにすることとなった人は除きます。

【支給額（1人当たり）】

乳幼児および小学生 15,000円、中学生20,000円、高校生など 25,000円

【申込期限】

4月30日（水）まで

問 申 総務課 ☎32-1101

令和7年度 交通遺児激励金支給事業について

県では、交通遺児がくじけることなく、健やかに、かつ、たくましく成長し、勉学に励むことができるようにと願って、毎年5月5日の「こどもの日」を基準日として、下記のとおり激励金を支給しています。対象となる場合は、期限までにお申し込みください。

【対 象】

- ・ 5月5日現在、岐阜県内に居住し、交通事故によりそれまで生計をともにしていた父または母（すでに父母がいない場合はそれに代わる人）を亡くした人
- ・ 義務教育終了までの人および高等学校在学中（高等専門学校3年修了までの人、特別支援学校の高等部在学中の人を含む）で満20歳未満の人

※交通遺児となった後に養子縁組した人、もしくは父または母が再婚し、生計をともにすることとなった人は除きます。

【支給額（1人当たり）】

乳幼児および小学生 20,000円、中学生 25,000円、高校生など 30,000円

【申込期限】

5月2日（金）まで

問 申 建設課 ☎32-5081

危険な盛土などに対する規制が始まります

危険な盛土などを規制するため、4月1日より岐阜県全域が「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）に基づき規制区域に指定されます。規制区域内で一定規模以上の盛土や切土、一時的な土石の堆積を行う場合は、事前に許可もしくは届け出が必要となります。詳細については「岐阜県 盛土規制法」で検索していただくか、県ホームページ記事（<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/359943.html>）にてご確認ください。

問 岐阜県建築指導課

☎058-272-8631 e-mail: c11655@pref.gifu.lg.jp